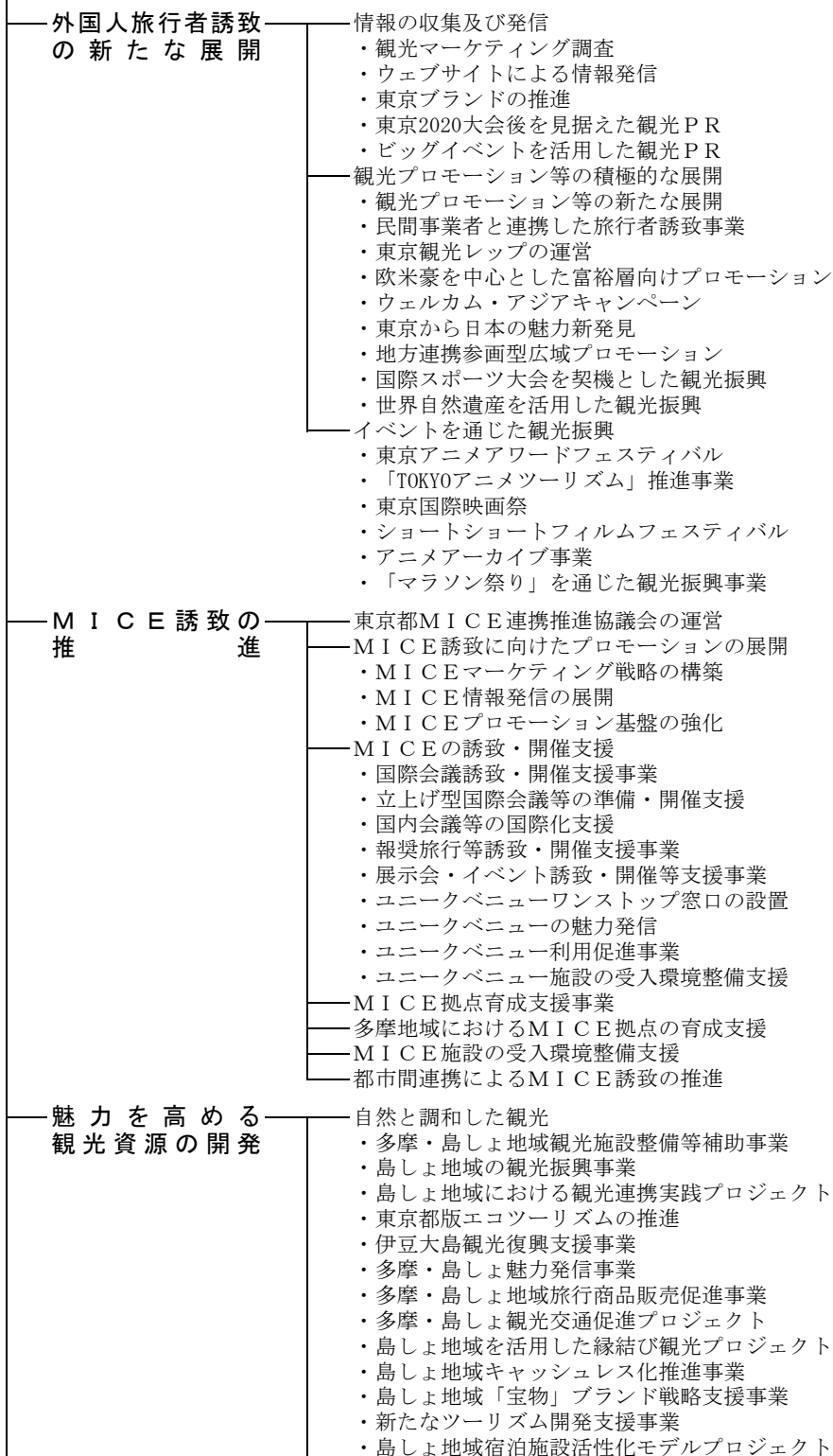


IV 観光産業対策

○ 施策の体系
観光産業対策





第1 外国人旅行者誘致の新たな展開

東京に広く世界から旅行者を誘致するために、官民一体となったブランディングを進めるとともに、効果的・的確なプロモーション活動を実施し、東京の魅力を積極的に国内外にアピールしていく。

1 情報の収集及び発信（企画課・受入環境課）

(1) 観光マーケティング調査

ア 観光プロモーション等マーケティング調査

プロモーションを効果的に展開するため、新たにプロモーションを実施する市場のマーケティング調査を実施する。

イ 成果指標 K P I（Key Performance Indicator）を用いた効果測定

成果指標 K P I を用いて、外国人旅行者誘致施策を行う市場において、施策効果を測定し、より一層効果的な事業実施につなげる。

ウ 観光客数等実態調査

今後の観光施策の基礎資料とするため、訪都旅行者数、観光消費額、経済波及効果等を把握する。

エ 国・地域別外国人旅行者行動特性調査

訪都外国人の行動特性を国籍または地域別に把握することで、旅行者の特徴を国ごとに明らかにし、効果的な観光施策の実施につなげていく。

オ オーバーツーリズムに関する調査

持続可能な観光に向けた受入面での課題や国内外での対応事例等について調査を行う。

カ オリンピック・パラリンピック開催都市における観光 P R に関する調査

他の開催都市の大会時の取組の成功事例やレガシーの活用事例等について調査を行う。

(2) ウェブサイトによる情報発信

東京の観光公式ウェブサイト「GO TOKYO」や SNS を活用し、都内の観光情報を世界に発信する。

・「GO TOKYO」対応言語：

9 言語 10 種類（日、英、中（簡、繁）、韓、独、仏、西、伊、タイ）

・ SNS 対応言語：

（Facebook）11 言語（日、英、中（繁）、韓、独、仏、西、伊、タイ、インドネシア、ベトナム）

（Twitter）2 言語（日、英）

（Weibo、WeChat）1 言語（中（簡））

（NAVER）1 言語（韓）

(3) 東京ブランドの推進

東京の観光の魅力を国内外へ一層強力に発信するため、「Tokyo Tokyo Old meets New」を活用し、PR映像やポスター等のPRツール、インターネットを活用した情報発信、広告展開などに取り組む。

(4) 東京2020大会後を見据えた観光PR

ア テレビCMの放送やオンライン広告の掲出

国際的な放送網のテレビCMや世界的に知名度の高いニュースサイト、ウェブサイト等を活用し、全世界に向けた効果的なPRを展開する。

イ 東京観光レップを活用した広告展開

東京観光レップのネットワークを活用し、現地で訴求力の高い広告媒体を通じて、東京の多様な魅力をPRし、訪都旅行者の効果的な拡大を図る。

ウ ジャパンエキスポを活用した観光PR

フランス・パリ近郊で行われる、世界最大規模の総合的な日本文化紹介イベント「ジャパン・エキスポ」に出展し、来場者やメディア等に対して東京の魅力を紹介する。

エ 世界有数の観光都市との相互PR

パリ、ニューヨーク等世界有数の観光都市と相互に連携して、各都市の魅力を交通広告等の媒体を通じて一般市民向けにPRすることで、旅行目的地としての各都市の認知度を高め、都市間の旅行者の増加を図る。

(5) ビッグイベントを活用した観光PR

ラグビーワールドカップ2019™を訪れる旅行者等を対象に、機内誌、屋外・空港内広告等の媒体を活用した広告展開や、ファンゾーンにおける観光案内及び観光PRを実施するほか、国際会議等を活用して東京の魅力を発信する。

2 観光プロモーション等の積極的な展開（企画課）

(1) 観光プロモーション等の新たな展開

滞在中に多くの消費が期待できる欧米豪地域からの旅行者等を誘致するため、観光関連の民間事業者と連携して、現地のメディアや旅行事業者を対象とした観光セミナー及び商談会を実施する。また、経済成長などにより旅行者数の大きな伸びが期待できる国や地域において、新たに現地の旅行博出展等の旅行者誘致の取組を展開する。

(2) 民間事業者と連携した旅行者誘致事業

アジア地域及び欧米豪地域において、旅行博への出展や民間事業者との共同プロモーション、現地旅行事業者及びメディアの招聘等を実施し、東京の認知度を高めるとともに、旅行商品の開発・販売を促進する。

(3) 東京観光レップの運営

現地旅行事業者やメディアに対する東京の最新情報の提供やセールス活動、一般市民への東京観光のPRを現地で継続的に行う「東京観光レップ」を設置し、効果的に外国人旅行者の誘致を図る。

・設置状況：ロサンゼルス、サンフランシスコ（平成16年4月～）

ロンドン、ミュンヘン	(平成 16 年 10 月～)
ミラノ、マドリード	(平成 18 年 4 月～)
ニューヨーク	(平成 18 年 10 月～)
シドニー	(平成 20 年 5 月～)
パリ	(平成 22 年 4 月～)
トロント	(平成 23 年 4 月～)
北京、ソウル	(平成 27 年 4 月～)
台湾、マレーシア、シンガポール、タイ	(平成 31 年 4 月～)

(4) 欧米豪を中心とした富裕層向けプロモーション

欧米豪地域などからの富裕な旅行者を誘致するため、旅行商談会である「ILTM[※] カンヌ」やクルーズ見本市へ出展するほか、東京において開催される商談会を支援し、富裕層向けのPRを行う。また、旅行会社等が加盟する Virtuoso 等の国際組織や観光レップを活用するなど富裕層に特化したプロモーションを行うとともに、富裕層向けの観光資源を把握し、ウェブサイト等により東京の観光情報を発信する。

※International Luxury Travel Market

(5) ウェルカム・アジアキャンペーン

アジア 10 都市が連携し、欧米やオセアニア等からの旅行者誘致を促進する。

参加 10 都市：東京、バンコク、デリー、ハノイ、ジャカルタ、クアラルンプール、ソウル、台北、マニラ、トムスク

(6) 東京から日本の魅力新発見

海外からの旅行者をより一層誘致していくため、東京と日本各地の地方自治体、民間事業者等が連携し、東京と各地双方の魅力を堪能できる観光ルートを設定し、海外メディア等の招聘やOTAサイトの活用などにより、効果的なPRを実施する。

(7) 地方連携参画型広域プロモーション

東京が複数の自治体や民間事業者等で構成された広域連携組織等からの要望に応じて共同プロモーションに参画し、東京と地方双方の観光振興を推進する。

(8) 国際スポーツ大会を契機とした観光振興

欧米豪をはじめとする観戦者が多く訪れるラグビーワールドカップ 2019TM の日本開催を契機とし、国内開催都市と連携して、東京と日本各地に観光客の周遊を促すプロモーションを行うとともに、東京 2020 大会を契機に来訪が多く見込まれる国に対するPRを実施する。

国内開催都市：札幌市、岩手県・釜石市、埼玉県・熊谷市、神奈川県・横浜市、静岡県、愛知県・豊田市、大阪府・東大阪市、神戸市、福岡県・福岡市、熊本県・熊本市、大分県、東京都

(9) 世界自然遺産を活用した観光振興

世界自然遺産を有する 4 道県と連携した旅行者誘致を実施する。

北海道：知床、青森県・秋田県：白神山地、鹿児島県：屋久島、東京都：小笠原諸島

3 イベントを通じた観光振興（振興課）

(1) 東京アニメアワードフェスティバル

国際的なアニメーション映画祭の開催を通じて、アニメーション制作を担う次世代の人材の発掘・育成等を行い、アニメーション産業の発展・振興を図るとともに、海外でも評価の高いアニメの魅力を発信する。

(2) 「TOKYO アニメツーリズム」推進事業

外国人にも関心の高いアニメに着目し、都内のアニメ関連スポット等を巡るイベントを開催することにより、新たな旅行者の誘致につなげる。

(3) 東京国際映画祭

映像産業の発展、国際文化交流の推進及び地域の振興に寄与することを目的に開催される「東京国際映画祭」を共催し、海外の映像関係者等へ東京の魅力をアピールする。本映画祭のグローバルスタンダード化に向けた取組として、収容能力の高いメイン会場の確保、業界誌との連携、野外上映、ユース部門の実施について支援する。

(4) ショートショートフィルムフェスティバル

アジア発の新しい映像文化の発信、新進若手映像作家の育成、映像を通じた国際的な芸術・文化交流の振興などを目的に開催される「ショートショート フィルムフェスティバル アジア」を共催し、海外の映像関係者等に東京の魅力をアピールする。東京の多彩な魅力を発信するためのプロジェクトとして、国内外の多くの人々が訪れたい「東京」をテーマにしたコンペティション「Cinematic Tokyo 部門」を実施するとともに、国際的なスポーツ大会をテーマにした短編映画の製作を行う。

(5) アニメアーカイブ事業

過去から現在に至る貴重なアニメ資料を収集・分類・保管し、一部を観光資源・人材育成資料等として活用することにより、アニメ産業の振興を図る。

(6) 「マラソン祭り」を通じた観光振興事業

東京マラソンの開催に合わせて、臨時の観光案内所を設置するとともに、マラソンコース周辺の観光マップを作成するなど、東京マラソンを通じた観光PRを行う。

第2 MICE誘致の推進

MICE[※]の開催は、多くの外国人旅行者を呼び込むことで、高い経済波及効果をもたらすとともに、都市のプレゼンス向上や観光地としての東京のPRにもつながることから、様々な施策を効果的に展開し、東京への誘致を推進する。

※ M : Meeting (企業系会議)、I : Incentive (企業の報奨・研修旅行)、C : Convention (国際会議)、E : Exhibition/Event (展示会・見本市、イベント等)の頭文字を取った総称

1 東京都MICE連携推進協議会の運営 (企画課)

(1) MICE連携推進協議会の設置

東京観光財団が中心となり、国や政府観光局(JNTO)、民間事業者、地域の団体などの関係主体からなる官民一体の協議会を設置し、MICEの誘致や開催に向けて連携した取組を進める。

(2) MICEシンポジウムの開催

MICE誘致の意義や取組等を関連事業者のほか一般都民にも広くPRし、普及啓発を図るためのシンポジウムを開催する。

2 MICE誘致に向けたプロモーションの展開 (企画課)

(1) MICEマーケティング戦略の構築

戦略的なMICEプロモーションの展開に向けて、海外都市の取組状況や主催者のニーズ等を調査・分析し、その結果を今後のマーケティング戦略の見直しに活用する。

(2) MICE情報発信の展開

海外専門誌、学術研究誌等への広告掲載やメディア招聘を活用した記事掲載に加え、海外への訪問営業等を通じ、MICE開催都市東京の魅力を発信する。

また、国際会議等の開催地決定に影響力のある海外のMICE専門事業者等に対する招待旅行の実施に加え、展示会主催者向けにセミナーを開催し、展示会の国際化を促す。

さらに、海外のMICE専門の見本市において、東京2020大会の機会を捉えたプロモーションを展開する。

(3) MICEプロモーション基盤の強化

東京観光財団が加盟する国際的な連携組織等を通じて、国際会議の誘致に有益な情報の収集やプロモーション活動を戦略的に進めていく。

3 MICEの誘致・開催支援 (企画課)

(1) 国際会議誘致・開催支援事業

国際会議の東京誘致を優位に進めるための支援を実施する。

ア 国際会議誘致・開催資金助成

(ア) 国際会議誘致資金助成

東京が開催候補地となっている国際会議を対象に、一定の要件を満たすものについて、主催者に対し広報宣伝費や渡航費などの誘致活動に必要な経費の一部を支援する。

- ・助成率：3／4以内
- ・助成限度額：最大600万円

(イ) 国際会議開催資金助成

東京が開催候補地となっている国際会議を対象に、一定の要件を満たすものについて、主催者に対し開催時の会場借上費などの一部を支援する。

- ・助成率：3／4以内
- ・助成限度額：最大11,300万円

イ 国際会議開催支援プログラム

(ア) 誘致支援事業

東京が開催候補地となっている国際会議を対象に、一定の要件を満たすものについて、誘致競争の段階で、都内観光ツアーや日本文化体験プログラムの提供など、開催時の支援を確約する。

(イ) 開催支援事業

a 東京開催における支援

東京で開催される一定の要件を満たす国際会議に対し、参加者が実際に東京の魅力を体験できるようなプログラムを提供することにより、参加者の満足度を高め再来訪につなげるとともに、口コミなど参加者を通じて東京の魅力を発信する。

b 前回大会における支援

東京での開催が予定されている国際会議について、他国で開催される前回大会に参加し東京の魅力をPRすることにより、東京大会への参加を促進する。

ウ 学術・重点分野国際会議誘致に対するハンズオン支援

医歯薬理工学系の分野など東京都が積極的に誘致を進めるべき重点分野の国際会議の誘致活動を支援する。

エ 観光ボランティアを対象とした国際会議向け研修

東京で開催される国際会議において、ボランティアサービスを提供するため、観光ボランティアの中から選考を行い、必要な知識等の研修を実施し、主催者の要望に応じて派遣する。

(2) 立上げ型国際会議等の準備・開催支援

東京で新たに国際会議や国際イベントの設立を企画し、開催を図る取組を支援する。

ア 国際会議等立上準備・開催資金助成

(ア) 国際会議等立上準備資金助成

東京で新たに立ち上げる国際会議等を対象に、一定の要件を満たすものについて、主催者に対し準備委員会の運営費やPR活動費など、設立準備に必要な経費の一部を支援する。

- ・助成率：1／2以内

- ・助成限度額：800 万円
- (イ) 立上げ型国際会議等開催資金助成
 - 東京で新たに立ち上げる国際会議等を対象に、一定の要件を満たすものについて、主催者に対し会場借上費などの一部を支援する。
 - ・助成率：1 / 2 以内
 - ・助成限度額：3,000 万円
- イ 立上げ型国際会議等開催支援プログラム
 - 東京で新たに立ち上げる国際会議等の開催時に、外国人参加者に対して都内観光ツアーや日本文化体験プログラムなどを提供することで、参加者の満足度を高め、再来訪につなげていく。
- (3) 国内会議等の国際化支援
 - 外国人参加者の延泊数が 400 泊以上見込める等、一定の要件を満たす会議を対象として国際化の取組の支援を行い、新たな国際会議開催件数の獲得につなげる。
 - ア 海外向けプロモーション資金助成
 - 海外で開催される同領域の国際会議・学会等において、海外参加者の増加に向けたプロモーション活動に要する経費を支援する。
 - ・助成率：1 / 2 以内
 - ・助成限度額：300 万円
 - イ 会議の多言語化資金助成
 - 会議開催時の同時通訳や配布資料の翻訳に要する経費を支援する。
 - ・助成率：1 / 2 以内
 - ・助成限度額：300 万円
 - ウ 参加外国人へのアトラクションの提供
 - 会議開催時に、外国人参加者に対して都内観光ツアーや日本文化体験プログラムなどを提供することで、参加者の満足度を高め再来訪につなげるとともに、口コミなど参加者を通じて東京の魅力を発信する。
- (4) 報奨旅行等誘致・開催支援事業
 - ア 報奨旅行等誘致・開催支援事業
 - 企業系会議や報奨・研修旅行の東京誘致を優位に進めるための支援を実施する。
 - (ア) 誘致支援事業
 - 東京を開催候補地として検討している報奨旅行等を主催する海外企業等を対象に、一定の要件を満たすものについて、主催者等の視察の際に滞在費などを負担するとともに、魅力的な視察コースを設定し、ツアーを実施するなどの支援を行う。
 - (イ) 開催支援事業
 - 東京を開催候補地として検討している報奨旅行等を主催する海外企業等を対象に、一定の要件を満たすものについて、開催時の魅力的なプログラムの提供（ギブアウェイやアトラクション、東京ならではの特別感のある体験メニュー等の提供）を確約する。

イ 報奨旅行等誘致・開催支援メニューの開発

海外企業等が行う報奨旅行等の誘致を優位に進めるため、開催時に参加者に対して提供する体験メニューの開発を行う。

(5) 展示会・イベント誘致・開催等支援事業

東京で開催される展示会の国際化や、国際イベントの誘致・開催に必要な支援を実施する。

ア 展示会における海外参加促進支援

都内で開催を予定する展示会の主催者に対して、当該展示会を海外においてPRするための経費を支援する。

- ・助成率：1／2以内
- ・助成限度額：300万円

イ イベント誘致・開催資金助成

(ア) イベント誘致資金助成

東京が開催候補地となっている国際イベントを対象に、一定の要件を満たすものについて、主催者に対し広報宣伝費や渡航費などの誘致活動に必要な経費の一部を支援する。

- ・助成率：1／2以内
- ・助成限度額：400万円

(イ) イベント開催資金助成

東京が開催候補地となっている国際イベントを対象に、一定の要件を満たすものについて、主催者に対し開催時の会場借上費などの一部を支援する。

- ・助成率：1／2以内
- ・助成限度額：3,000万円

ウ イベント開催支援プログラム

東京が開催候補地となっている国際イベントを対象に、一定の要件を満たすものについて、誘致競争の段階で、都内観光ツアーや日本文化体験プログラムの提供など、開催時の支援を確約する。

(6) ユニークベニューワンストップ窓口の設置

東京観光財団内に設けた総合支援窓口において、MICE主催者等が行うユニークベニューの選定作業や手続き等の負担軽減や受入れに向けた施設側のサポートを行うことにより、利用者と施設側の効果的なマッチングを推進する。

※ユニークベニュー：歴史的建造物や文化施設等で、会議やレセプションを開催することで特別感や地域特性を演出できる会場

(7) ユニークベニューの魅力発信

国内外のMICE主催者に向けて都内ユニークベニューの魅力や活用方法等を幅広く発信するため、ショーケースイベントを実施するとともに、都内ユニークベニューを紹介する専用のウェブサイトやPRパンフレットの内容の更新・充実を図る。

(8) ユニークベニュー利用促進事業

ユニークベニユーの利用を促進するため、主催者に対して、ユニークベニユーの利用に伴い生じる会場設営費の一部を支援する。

- ・助成率：1／2以内
- ・助成限度額：1,000万円

(9) ユニークベニユー施設の受入環境整備支援

ユニークベニユーの会場となる美術館や博物館などの民間施設等を対象に、レセプション等の開催に必要な設備等の整備を支援する。

- ・助成率：1／2以内
- ・助成限度額：1,000万円

4 MICE拠点育成支援事業（企画課）

会議・宿泊・商業施設などのMICE関連施設が集積しているエリアを都が指定し、受入体制の強化に向けた取組を支援することで、MICE拠点として育成していく。

指定地域数：5エリア

※平成31年4月1日現在

大手町・丸の内・有楽町、六本木・赤坂・麻布、臨海副都心、
日本橋・八重洲、品川・田町・芝・高輪・白金・港南

5 多摩地域におけるMICE拠点の育成支援（企画課）

都心部以外でもMICEの開催を増やしていくために、多摩地域におけるMICEの誘致・受入れや人材育成に向けた取組を支援し、新たな拠点の育成を図る。

指定地域数：2エリア

※平成31年4月1日現在

八王子、立川

6 MICE施設の受入環境整備支援（企画課）

国際会議等の会場となる会議施設やホテル、大学などの施設機能の強化を図るため、無線LANや高解像度プロジェクター、同時通訳システムなどMICEの開催に役立つ設備の導入等を支援する。

- ・助成率：1／2以内
- ・助成限度額：3,000万円

7 都市間連携によるMICE誘致の推進（企画課）

東京と異なる魅力を有する国内他都市と連携し、国内を周遊する報奨・研修旅行の共同誘致や、国際会議参加者の日本各地への送客に向けた取組を実施する。

（連携都市）

札幌市、福島県、石川県、愛知県・名古屋市、京都市、福岡市、沖縄県

第3 魅力を高める観光資源の開発

東京が持つ様々な観光資源を生かし、旅行者のニーズを把握しながら、多様な観光資源を複合的に組み合わせ、旅行者を惹き付けるとともに、来訪者の回遊性を高める。

1 自然と調和した観光（振興課）

(1) 多摩・島しょ地域観光施設整備等補助事業

多摩・島しょ地域への旅行者の誘致促進を目的として、市町村が行う観光施設整備や情報発信等の事業を支援する。

ア 補助対象事業

- ・施設整備事業：観光案内板、休憩所等の整備等
- ・観光振興事業：観光パンフレット、ホームページの作成等

イ 補助率：1 / 2 以内

- ウ 補助限度額：施設整備事業 2,000 万円
観光振興事業 500 万円

(2) 島しょ地域の観光振興事業

観光を主要な産業の一つとしている島しょ地域において、各島が抱える共通課題を解決するため、地域が主体的に取り組む観光振興事業を支援し、地域の更なる魅力の向上を図る。

ア 島しょ観光産業活性化支援事業

島しょ地域の民間団体が主体的に取り組む誘客事業を、町村とともに支援することで、島しょ地域の観光産業の活性化を図る。

イ 島しょ観光客誘致支援事業

島の個性的な魅力を活かして実施されるイベント事業を活用して旅行者を誘致し、島しょ観光の振興を図る。

(3) 島しょ地域における観光連携実践プロジェクト

各島の自治体や観光関連団体と共に設立した協議会において、ポータルサイトの運営や観光イベントへの出展によるPRを実施する。また、各島の回遊性を高めるための取組として、複数の島を巡るツアーの開発や各島の魅力を紹介する映像の制作などを行う。

(4) 東京都版エコツーリズムの推進

小笠原村及び御蔵島村において、自然環境の保全と観光利用の両立を図るため、「東京都版エコツーリズム」を定着させる。

ア 小笠原諸島

世界自然遺産地域における外国人旅行者の誘致に向けて、旅行者の実態やニーズについて調査を行う。

イ 御蔵島

御蔵島村が実施する観光施設整備事業を支援する。

(5) 伊豆大島観光復興支援事業

伊豆大島の大規模土砂災害からの復興に向けて、主要産業である観光産業の活力を取り戻すため、観光施設の復旧支援や誘客促進など、観光振興の取組を支援する。

ア 観光施設の早期復旧

大島町復興計画に基づいて町が取り組む観光施設等の整備を支援する。

イ 大島の魅力・安全性の発信

旅行者に向けた情報発信に係るツール作成等を支援する。

ウ 賑わいを取り戻す催しへの支援

町が実施する島内外での物産展等、魅力を発信するイベントを支援する。

(6) 多摩・島しょ魅力発信事業

国内旅行者を確実に取り込むとともに、増加する外国人旅行者や東京 2020 大会の開催効果を都内全域に波及させるため、様々な情報発信ツールを多角的に活用し、集中的なプロモーションを行う。

ア ウェブサイト等のメディアと紙媒体による情報発信

イ ラグビーワールドカップ 2019™ の開催にあわせた交通広告や屋外広告の実施

(7) 多摩・島しょ地域旅行商品販売促進事業

東京 2020 大会の開催に向けて増加が見込まれる国内外の旅行者を、自然公園等の豊かな観光資源を持つ多摩・島しょ地域へ誘客するため、民間事業者のノウハウを活用して、受入体制の構築から体験コンテンツの造成・販売及びプロモーションまでを一体的に実施する。

(8) 多摩・島しょ観光交通促進プロジェクト

多摩・島しょ地域において、移動アクセス手段の更なる充実を図るため、観光客の交通手段等の状況を調査するとともに、多摩地域において広域的な導入に向けた実証実験を実施する。また、新たな交通サービスの導入など、市町村等の交通インフラ開発を支援する。

・補助率：2 / 3 以内

・補助限度額：①シェアサイクルの実施支援	1,000 万円
②新たな交通用具の導入支援	1,000 万円
③PRツールの作成支援	200 万円

(9) 島しょ地域を活用した縁結び観光プロジェクト

「婚活」やお見合いを目的とした、船舶等で島しょ地域を観光する旅行商品の造成・販売促進と観光PRにより、旅行者を島しょ地域へ誘客する。

ア 縁結び観光プランナー派遣

縁結びに関連した観光資源の発掘、開発に向けて、専門家を派遣する。

イ 旅行商品の造成・販売支援

島しょ地域への観光を促進し、出会いの場の提供にも結び付けるため、旅行事業者が船舶等を使って島しょ地域を旅行するツアーの造成・販売をする場合に、必要な経費を支援する。

・助成率：1 / 2 以内

・助成限度額：100 万円

ウ ハード整備・ソフト事業補助

町村が婚活や縁結びに関連する観光資源開発やPRを実施する場合に、必要な経費を支援する。

- ・補助率：2／3以内
- ・補助限度額：施設整備事業 1,000万円
 観光振興事業 500万円

エ 情報発信

縁結びをテーマとした島しょ地域の観光スポットなどの情報をウェブサイト等で発信する。

(10) 島しょ地域キャッシュレス化推進事業

島しょ地域において、プレミアム付き宿泊旅行商品券「しまぼ通貨」を発行するとともに、新たなキャッシュレス化の仕組みを検討し、旅行者の更なる誘致及び利便性向上を図る。

ア 共通旅行券「しまぼ通貨」の発行

10,000円の旅行券を発行し、うち2,000円を都が負担する。8万セット発行。

イ キャッシュレス化の検討

キャッシュレス決済の導入について、実証実験を実施する。

(11) 島しょ地域「宝物」ブランド戦略支援事業

島しょ地域に存在する「宝物」と呼ばれるべき観光資源の更なる魅力向上のため、町村等が実施するブランディングに係る取組を支援する。

ア 専門家の派遣

観光資源のブランド化に取り組む地域に対し、ブランディングの企画・立案や戦略策定等に向けて専門家を派遣し、取組を後押しする。

イ ブランド確立に向けた取組への支援

町村等がブランドを活用した商品の制作及び販売や環境整備などに取り組む際に必要な経費を支援する。

- ・補助率：2／3以内
- ・補助限度額：施設整備事業 500万円
 観光振興事業 350万円

(12) 新たなツーリズム開発支援事業

多摩・島しょ地域において、民間事業者などが行う、自然や地元の食などの地域資源を活かした新たな観光の楽しみを提供する体験型・交流型の観光事業の開発・実施に対し、必要な経費やプロモーターによるアドバイス等の支援を行う。

- ・助成率：2／3以内（2年目：1／2以内、3年目：1／3以内）
- ・助成限度額：500万円（2年目：375万円、3年目：250万円）

(13) 島しょ地域宿泊施設活性化モデルプロジェクト

島しょ地域の宿泊施設の現状を把握し、今後の対策について島内で新たな仕組みを検討することにより、宿泊施設及び地域の活性化につなげる。

2 観光まちづくり（振興課）

(1) 地域における観光まちづくりの支援

地域が取り組む、主体的または広域的視点からの観光まちづくり事業を支援する。

ア 観光活性化フォーラムの開催

地域の観光まちづくりの参考となる基調講演や事例発表等を行うとともに、地域の取組を他の観光協会や関係団体、自治体等に紹介する展示交流会を実施する。

イ アドバイザー派遣事業

東京観光財団の地域支援窓口において、地域の様々な課題に対応するとともに、地域の要望に応じた複数の観光まちづくりの専門家をチームで団体へ派遣し、指導・助言等を行う。また、観光協会が地域の多様な主体と連携し、マーケティングを活用して策定する事業計画等の取組に対する支援を行う。

ウ 地域の観光力強化事業

(ア) 学生インターン事業

都内大学の観光学部等の学生を観光協会等に派遣し、教育機関が有する人材や知見を事業運営に活用するとともに、将来の地域活性化の新たな担い手を育成する。

(イ) 観光人材育成支援事業

地域の観光振興を担う観光協会等に対して人材育成研修を行い、地域の観光振興をリード・コーディネートしていくことのできる人材の育成を図る。

(ウ) 観光まちづくり支援助成事業

観光協会等が地域の観光産業の活性化や経営力強化を図ることを目的とした事業に対する支援を行う。

- ・助成対象事業：観光協会設立、情報発信、イベント実施、旅行商品造成、経営力強化
- ・助成率：2／3以内
- ・助成限度額：300万円

(2) TOKYO 再発見！街歩きツアー事業

ラグビーワールドカップ 2019™ 期間中に、観光協会等が行う街歩きツアーを一括して情報発信し、国内外の旅行者に対して認知度向上や東京の魅力の再認識を図る。

(3) 東京の多様性を活かした観光まちづくり推進支援事業

旅行者の多様な観光ニーズに応えるため、その地域ならではの様々な魅力を生かした観光ルートの整備など、観光まちづくりに対する支援を行う。

ア 補助対象事業

- ・次に掲げるテーマに関する観光ルートの整備など：
 - 伝統・文化、産業、食、景観、自然、水辺、スポーツ
 - インフラツーリズム、国内会議等の誘致、国内外他都市との連携
- ・区市の直接事業及び民間事業者への補助事業

イ 補助率：1／2以内

ウ 補助限度額：施設等整備事業 2,000万円

広報・PR事業 500万円

※1区市あたり上限2,000万円

3 バリアフリー観光の推進（受入環境課）

旅行に際して支障となる観光施設や移動ルート上等のバリア及びバリアフリーの情報を集約し広くPRすることで、高齢者や障害者が安心して都内観光を楽しむための環境を整備する。

4 地域資源発掘型実証プログラム事業（振興課）

地域の魅力ある資源を新たな観光資源として活用しようとする観光協会等のアイデアを、民間事業者の事業化ノウハウと結び付けて具体化し、旅行者の誘致につなげる地域の取組を支援する。

(1) 対象事業

- ・地域における特産品の企画・開発
- ・旅行者誘致イベントの企画・実施
- ・着地型旅行商品の企画・造成 など

(2) 助成内容

- ・各区市町村内での取組（単域）

委託金額上限 600 万円（①外国人対応の取組、②地域の子供達が街への誇り・愛着を深める取組、③未実施地域での取組、④インフラを活用したルート造成の取組など条件を満たせば最大 800 万円）

※2年目：助成率1／2以内、3年目：助成率1／3以内

- ・複数の区市町村にまたがる取組（広域）

委託金額上限 1,000 万円

※2年目：助成率1／2以内、3年目：助成率1／3以内

5 水辺のにぎわい創出事業（振興課）

観光協会や水辺活動団体等による、水辺空間に新たなにぎわいを創出する事業に対して支援を行うとともに、水辺の観光ルートやイベント等の情報発信を行うことで、水辺空間に多彩なにぎわいを演出する。

- ・助成率：1／2以内（初めて利用する団体は、初年度は2／3以内）

- ・助成限度額：1,000 万円（プロジェクションマッピングを行うイベントは1,500 万円）

6 東京ライトアップ発信プロジェクト（振興課）

都内の建造物や春・秋の自然などを活用したライトアップの取組を支援するとともに、都内の夜景やライトアップ等を紹介するマップの制作等を行う。

(1) 建造物等のライトアップモデル助成

ア 広域的なライトアップ計画等の作成支援助成

地域で建造物等の広域的なライトアップ計画等の作成を行う場合に支援する。

- ・助成率：2／3以内

- ・助成限度額：200 万円

イ 建造物等に対するライトアップモデル助成

都内の建造物等を保有する民間事業者、区市町村等が行う常設のライトアップの取組を支援する。

- ・助成率：2／3以内
- ・助成限度額：3,000万円（広域の場合6,000万円）

(2) 春・秋のライトアップモデル助成

地域が行う春の桜や秋の紅葉を活用したライトアップの取組を支援する。

- ・助成率：10／10以内（2年目：1／2以内、3年目：1／3以内）
- ・助成限度額：600万円

(3) イベント等を活用したライトアップモデル助成

イベント等を活用して建造物等の一時的なライトアップを行う民間事業者、区市町村等の取組を支援する。

- ・助成率：1／2以内
- ・助成限度額：1,000万円

(4) オリンピック・パラリンピック時のライトアップ助成

東京2020大会開催期間の一時的なライトアップを行う民間事業者、区市町村等の取組を支援する。

- ・助成率：1／2以内
- ・助成限度額：1,500万円

(5) ライトアップのPR・マップ作成

ライトアップの実施場所等を東京の観光公式サイト「GO TOKYO」に掲載するとともに東京の夜景やライトアップのスポット等を紹介する冊子を作成する。

7 東京プロジェクションマッピングプロジェクト（振興課）

プロジェクションマッピングを活用した地域の取組に対する支援により、東京の新たな魅力を創出し、夜間の集客につなげていく。

- ・補助率：1／2以内
- ・補助限度額：1,000万円

8 ナイトライフ観光の推進（振興課）

東京での夜間の時間帯の観光を楽しめるよう、ナイトライフ観光の年間を通じたイベント等の実施に対する支援や観光モデルルートを作成し、ブロガー等を活用したモニターツアーを行うとともに、ホームページを活用した情報発信等を行う。

(1) 通年計画で実施するナイトライフイベント等の支援

- ・助成率：2／3以内
- ・助成限度額：10,000万円

(2) 地域のナイトライフの取組への支援

- ・助成率：2／3以内

- ・助成限度額：500万円

9 多摩の観光・産業振興ネットワーク事業（振興課）

多摩地域のコーディネーター役となる団体に対して支援を行い、広域的な観光ルートの開発やモニターツアー、情報発信など旅行者誘致の取組を推進する。

10 東京2020大会を契機としたイベント開催支援（振興課）

2020年度に地域の伝統的な祭り、食、伝統文化体験など東京を訪れる旅行者が楽しめる大規模なイベント等を行う取組に対して新たに支援を行い、東京の魅力を国内外に発信していく。

(1) 大規模イベント等の支援

- ・支援対象：東京全体の魅力発信をテーマとし、地域外から多数の来場者を見込めるイベント（5,000人以上）

- ・負担金：1/2以内

- ・支援限度額：2,000万円

(2) 地域イベント等の支援

- ・支援対象：都内地域固有の観光資源を活用し、地域住民との交流が期待できるイベント
- ・委託金額上限：500万円

11 旅行博等による東京の魅力PR（振興課）

都内各地の魅力を効果的かつ積極的に発信するため、世界最大級の国内旅行博「ツーリズムEXPOジャパン2019」（開催地：大阪府）でPRする。また、東京2020大会開催に合わせて、大会情報とともに競技会場を巡るモデルルートや周辺の観光スポット等を紹介した観光ガイドブックを作成する。

12 東京フィルムコミッション事業（振興課）

(1) 東京ロケーションボックス（TLB）の運営

円滑なロケ撮影を支援するため、都内での撮影に関する情報提供や施設管理者との撮影許可の調整等を行う。また、ホームページでの情報発信、支援作品を活用したパネル展の実施、TLBの事業等を紹介する「東京ロケーションボックス・チャンネル」（動画）や「東京ロケーションボックス・プレス」（広報紙）等により、ロケ撮影に対する都民等の理解促進を図る。

(2) 地域におけるフィルムコミッション設立等支援事業

ロケ撮影の円滑化及びそれを活用した地域振興を図るため、活動の中核となるフィルムコミッションの設立に向けた機運を醸成するとともに、設立後の活動支援を行う。

ア 各自治体等におけるロケ撮影担当者育成講習会

自治体や観光関連団体等を対象に、国内で活躍するフィルムコミッショナー等を講師とした講習会を行い、ロケ撮影に対応する窓口担当者の育成を図る。

イ フィルムコミッション設立・運営支援アドバイザー業務

フィルムコミッションの設立に向けた意欲がある自治体等に対して、東京ロケーションボックススタッフがアドバイザーとして設立準備を支援するとともに、設立されたフィルムコミッションに対して、課題解決を図るための支援を実施する。

(3) 国内外へのPR活動

海外の制作者が多数集まる映画見本市にブースを出展し、ロケ地としての東京の魅力を世界に向け広くPRする。

13 アニメ等コンテンツを活用した誘客促進事業（振興課）

外国人の関心が高いアニメ等のコンテンツを活用して観光振興を行う区市町村、地域の観光振興団体の取組に対して支援を行う。

・補助率：①区市町村 2 / 3 以内、②観光振興団体 4 / 5 以内

・補助限度額：①施設・構造物等の建設・改修・整備に関する事業 2,000 万円 / 件

②情報発信等に関する事業、集客イベント事業 500 万円 / 件（都内自治体が連携して実施する場合は、1,000 万円）

※ 1 補助事業者あたり上限 2,000 万円

14 アニメ関連観光情報等発信事業（振興課）

アニメ・マンガ、キャラクター等を活用してデザインした下水道マンホール蓋を製作・設置する取組に対して支援を行うとともに、都内全体のアニメ関連観光情報等を東京の観光公式サイト「GO TOKYO」やパンフレットで発信することにより、アニメファンをはじめとする旅行者の誘致促進を図る。

・特別区

東京都下水道局へ負担金を支出し、デザインマンホール蓋の設置を行う。

・市町村への補助金交付

補助率：10/10 以内

補助限度額：①デザインマンホール蓋の製作・設置・展示

1 自治体あたり上限 1,000 万円

②デザインマンホール蓋を観光資源として活用した集客イベント・情報発信等

1 自治体あたり上限 800 万円

※ 1 自治体あたり上限 1,800 万円

第4 受入環境の充実

東京を訪れる外国人旅行者が安心かつ快適に観光を楽しめるよう、旅行者の移動・滞在を支える基盤の整備を計画的かつ集中的に進めるとともに、旅行者を迎え入れる滞在環境の整備や、観光関連事業者のサービスレベルの向上を図る取組を支援し、観光消費の拡大を図る。

1 温かく迎える仕組みづくり（受入環境課）

(1) ウェルカムボードの設置等

ア ウェルカムボードの設置

成田空港や羽田空港などに設置されているデジタルサイネージに、外国人旅行者に対する歓送迎メッセージを掲出する。

イ ウェルカムカードの作成・配布

観光スポット、観光地図、緊急時連絡先及び施設割引情報などを記載した「TOKYO TRAVEL GUIDE」を作成し、東京観光情報センター及び観光案内窓口等で配布する。

・対応言語、作成部数

9言語 10種類(日、英、中(簡・繁)、韓、独、仏、西、伊、タイ)、400万部

(2) 宿泊業活性化対策

宿泊施設における受入環境の充実を図るため、宿泊事業者により構成される団体が実施する、旅行者へのサービス向上や安全・安心につながる取組を支援する。

・補助率：1／2以内

・補助限度額：1,000万円

2 ムスリム等多様な文化・習慣に関する受入環境整備（受入環境課）

ムスリムを含む多様な文化・習慣を持つ外国人旅行者の受入環境整備に取り組んでいる施設などを紹介するとともに、事業者等に対して、受入環境整備に必要な知識・ノウハウなどの普及啓発を図る。

(1) パンフレットの作成・配布

ムスリム旅行者の受入れに取り組んでいる飲食店や宿泊施設、礼拝所などを紹介したパンフレットに加え、ベジタリアン向けメニュー対応の都内飲食店を紹介したパンフレットを作成・配布する。

(2) 受入対応セミナーの開催

受入環境整備に必要な知識・ノウハウなどに関する情報提供や、先進事例の紹介などを目的とした事業者向けセミナーを開催する。

(3) 専門家の個別派遣

飲食メニュー開発等に取り組む事業者に対し、専門家を派遣し受入環境整備を支援する。

(4) マッチング会の実施

ムスリムやベジタリアン対応の製品取扱事業者と、飲食事業者とのマッチング会を実施す

る。

3 多言語メニュー作成支援ウェブサイト保守・運営（受入環境課）

都内の飲食店が多言語のメニューを簡単に作成でき、外国人旅行者が外国語メニューを置く飲食店を検索できる機能を備えたウェブサイト「EAT 東京」を運営する。

また、多言語メニューのさらなる普及を図るため、都内各地でウェブサイトの操作研修会を行うとともに、ヘルプデスクを設置し、メニュー作成を行う飲食店へのサポートを行う。

さらに、登録済み店舗に対する個別のフォローアップを行い、外国人旅行者に必要な情報をより充実させるなど、情報の質の向上に取り組む。

・翻訳言語：

11 言語 12 種類（英、中（簡・繁）、韓、独、仏、西、伊、タイ、インドネシア、ベトナム、アラビア）

4 観光案内機能の充実（受入環境課・企画課）

(1) 東京ひとり歩きサイン計画

ア 歩行者用観光案内標識の設置

外国人旅行者が多く訪れる地域や、観光案内標識の必要性が認められる地域等に対して、平成 26 年度に改定した「国内外旅行者のためのわかりやすい案内サイン標準化指針（歩行者編）」に則り、案内標識の整備を進める。

・実施主体

（都道） 東京都（建設局への執行委任）

（区道等） 区市町村への補助事業（助成率：原則として 1 / 2 以内）

イ 地図面の更新

これまでに建設局及び区市町村により設置された観光案内標識の一部について、地図面を更新する。

・実施主体

（都道） 東京都（建設局へ執行委任）

（区道等） 区市町村への補助事業（助成率：2 / 3 以内）

ウ 「案内サイン標準化指針」の周知

わかりやすい案内サインの整備を促進するため、区市町村や鉄道事業者、観光施設等に対して、「案内サイン標準化指針」の普及を図る。

(2) デジタルサイネージを活用した観光情報ネットワーク事業

多言語での観光情報の提供を目的にデジタルサイネージを屋内外に設置するとともに、地図上に表示する様々な情報を効率的に収集・管理するためのデータベースを運営する。

(3) 外国人旅行者に対するWi-Fi利用環境整備事業

東京を訪れる外国人旅行者が観光情報等の収集を目的にインターネットを利用する際に、ストレスフリーで無料Wi-Fiに接続できる環境の整備を行う。

ア 都立施設におけるWi-Fiサービスの提供

都立施設で提供される無料Wi-Fiサービスを利用する際に、一度の利用登録でどの施設も利用が可能となる共通の仕組みを運営するとともに、観光情報や災害時の緊急情報等を提供していく。

イ 路上におけるWi-Fiアンテナ設置事業

外国人旅行者が多く訪れる地域に設置されている観光案内標識周辺及び公衆電話ボックス周辺において、Wi-Fiが利用できる環境を構築する。

(都道) 東京都

(区道等) 区市への補助事業(助成率: 2/3以内)

ウ 外国人旅行者に対する無料Wi-Fiサービス周知広報事業

都内で無料Wi-Fiサービスが多くの場所で利用できることをインフルエンサー等を活用し発信することで、利用環境の認知度を高める。

エ 都内Wi-Fi利用環境満足度等調査

外国人旅行者に対してアンケート調査を行い、満足度を調査するとともに、都内の外国人旅行者が利用できるWi-Fiスポットの場所等を把握し、今後の施策展開の基礎資料とする。

(4) 観光案内所の運営

ア 東京観光情報センターの運営

都内5カ所にある東京観光情報センターを運営し、観光情報提供の中核として、国内外旅行者のニーズに的確に対応できる情報の提供を行う。

設置場所: 東京都庁第一本庁舎1階、羽田空港、京成上野駅、バスタ新宿、
エキキュート立川

ラグビーワールドカップ2019TM開催に合わせ、障害者や高齢者などの観光をサポートするアクセシブルツーリズム窓口をセンターバスタ新宿に設置する。

また、センター東京都庁で東京の特産品等を販売し、旅行者へ東京の魅力を発信する。

イ 全国観光PRコーナーの運営

東京都と全国の各自自治体が連携して、都庁舎を「全国の観光情報発信拠点」として活用し、日本各地域の魅力を広くPRするため、各自自治体の最新の観光パンフレット等を設置、配布するとともに、観光・産業・物産等のPRイベントを行うスペースの提供を行う。

設置場所: 東京都庁第一本庁舎1階

(5) 広域的な観光案内拠点等整備事業

外国人旅行者が多く訪れる地域において、広域的な観光案内拠点を整備するとともに、都内の観光案内窓口を拡充・強化し、都内全域での観光案内機能の充実を図る。

(広域的な観光案内拠点整備)

・助成率: 2/3以内

・助成限度額: 1施設あたり3,000万円

(観光案内窓口整備)

・助成率: 2/3以内(区市町村は1/2以内)

・助成限度額: 1施設あたり300万円(区市町村は225万円)

(6) 広域的な観光案内拠点等の運営

国内外の旅行者に対して観光情報を円滑に提供できるよう、広域的な観光案内拠点及び観光案内窓口の運営を支援する。

※広域的な観光案内拠点 9か所(平成31年4月現在)

東京観光情報センター バスタ新宿、東京観光情報センター 京成上野、
中央区観光情報センター、浅草文化観光センター、東京シティアイ、
お台場SKYツウリストインフォメーション、秋葉原観光情報センター、
六本木ヒルズ総合インフォメーション、表参道ヒルズインフォメーションカウンター

(7) 全国特産品等の展示紹介事業

都内アンテナショップ等と連携した特産品の販売イベントを開催し、全国の特産品を販売する。また、都内アンテナショップを回遊し、各地の魅力に触れることができるイベントを実施する。さらに、民間事業者による大規模イベントの機会を活用して、東京をはじめとした各地のマラソン大会の紹介を切り口とした観光PRを行う。

5 観光インフラ整備支援事業（受入環境課）

都内全域における受入環境の整備を促進するため、「外国人旅行者の受入環境整備方針」に基づき、旅行者を迎え入れる快適な滞在環境の整備を促進していく。

(1) 区市町村観光インフラ整備支援

地域の特色を生かし、地域の実情に応じて旅行者の受入環境整備を計画的に実施する区市町村の主体的な取組を支援する。

- ・助成率：1／2以内
- ・助成限度額：1億円（1区市町村あたり、平成27年度から5か年合計）

(2) 観光施設の国際化支援

多様化する旅行者のニーズに対応し、旅行者の受入環境整備を実施する都内の民間美術館・博物館等の取組を支援する。

- ・助成率：1／2以内
- ・助成限度額：1,000万円（1施設あたり、平成27年度から5か年合計）

6 観光バス等バリアフリー化支援事業（受入環境課）

国内外から多様な旅行者を迎えるにあたり、障害者や高齢者が安心して都内観光を楽しむ環境を整備するため、主要な交通インフラである観光バスのバリアフリー化を推進する。

(1) 観光バス車両のバリアフリー化の推進

リフト付観光バスの新たな導入に取り組む事業者に対して支援する。

- ・助成率：10／10以内
- ・助成限度額：1車両あたり1,000万円

(2) 観光バス乗降場等におけるバリアフリー化の推進

リフト付観光バスの乗降場の整備、だれでもトイレ、休憩所など付随する施設の整備、ピクトグラムの掲示などに取り組む区市町村への支援を行う。

- ・助成率：2 / 3 以内
- ・助成限度額：1 区市町村あたり 3,000 万円

7 アクセシブル・ツーリズムの推進（受入環境課）

障害者や高齢者等が積極的に外出して、快適に移動しながら都内観光を行う、アクセシブル・ツーリズムの充実に向けた取組を推進する。

(1) 機運醸成

ア シンポジウムの開催

都民や観光関連事業者等を対象に、アクセシブル・ツーリズムの普及啓発と機運醸成を図る。

イ 受入事例の収集及び情報発信

障害者や高齢者等の受入を積極的に行っている事業者や観光地の情報等を集約した総合ウェブサイトを作成し、都内のアクセシブル・ツーリズムの情報を発信する。

(2) 受入事業者の支援

ア アクセシブル・ツーリズム推進セミナー

経営層等に対するセミナーを開催し、アクセシブル・ツーリズム推進に向けた受入環境整備の取組を促す。

イ 現地相談員派遣

受入環境の向上を検討する観光関連事業者に対し、専門家等を現場に派遣し、助言を行う。

ウ 補助事業

障害者等を受け入れるために介助等の接客サービスの改善・向上に取り組む観光関連事業者に対して、研修の実施やマニュアル策定に係る経費を支援する。

- ・助成率：1 / 2 以内
- ・助成限度額：150 万円

(3) 旅行事業者の支援

ア 旅行事業者向けアクセシブル・ツーリズム研修

旅行事業者に対する研修を行い、アクセシブル・ツーリズムへの参入を促し、高齢者や障害者の都内観光の環境整備へつなげる。

イ リフト付バス利用支援事業

旅行事業者がリフト付バスを借りてツアーを行った場合に、通常のバスのレンタル料との差額について助成する。

8 宿泊施設のバリアフリー化支援事業（受入環境課）

東京を訪れる高齢者や障害者等が、宿泊施設を安全かつ快適に利用できるよう、都内宿泊施設のバリアフリー化を推進する。

(1) 宿泊施設バリアフリー化支援補助金

宿泊施設の段差解消や手すりの設置など、バリアフリー化のための施設整備（共用部）、

客室整備、備品購入、コンサルティングに要する経費を支援する。

補助対象経費	助成率	助成限度額
バリアフリー化整備事業 (施設整備)	4 / 5 以内	3,000 万円
バリアフリー化整備 (客室整備)	4 / 5 以内	4,200 万円
	9 / 10 以内*	4,800 万円*
バリアフリー化整備事業 (備品購入)	4 / 5 以内	320 万円
コンサルティング	2 / 3 以内	34 万円

助成対象は、法令・条例で定める設置基準を上回る整備を実施する場合に限る。

※バリアフリー化整備事業(客室整備)において、以下の条件を満たす新設・改修等を行う場合

①建築物バリアフリー条例に定める一般客室の整備等で、浴室等の出入口幅を75cm以上とする場合

②「車いす使用者用客室」の整備等で、客室出入口の有効幅を90cm以上とする場合

(2) 宿泊施設バリアフリー化促進事業

宿泊施設のバリアフリー化を推進するために、宿泊事業者や備品製造事業者等に向けたセミナー・相談会を開催するとともに、宿泊事業者に対しアドバイザー派遣を実施する。

9 宿泊施設における安全・安心向上事業（受入環境課）

観光面での安全・安心を確保するため、宿泊施設における防犯カメラの導入を支援する。

・助成率：1 / 2 以内

・助成限度額：1 施設あたり 90 万円

10 観光事業者の災害対応力強化事業（受入環境課）

外国人旅行者の安全・安心の強化を図るため、平成 29 年度に改訂した「外国人旅行者の安全確保のための災害時初動対応マニュアル」の活用、周知を図る。

11 外国人旅行者向けエンターテイメント情報発信事業（受入環境課）

都内のエンターテイメントに係る情報を集約し、予約又は決済ができる、外国人旅行者向けのポータルサイトを多言語で制作する複数の民間事業者が連携した取組を支援する。

補助率・補助限度額：1 年目 2/3 5,000 万円

2 年目 1/2 3,400 万円

12 外国人旅行者受入に係るサービス向上支援事業（受入環境課）

外国人旅行者による観光を東京での消費活動につなげるよう、旅行者の一層の消費拡大や受入に係るサービス向上に向けた観光関連事業者の取組を促進する。

(1) セミナーの開催、コンサルタント等活用による支援

外国人旅行者受入に取り組みようとする宿泊、飲食、小売事業者等に対してセミナーやワークショップを開催するとともに、アドバイザーの現地派遣を行い、その取組を後押しする。

(2) 観光タクシー普及事業

観光タクシーでSNS等において発信力がある外国人を案内し、海外に情報発信することで、さらなる観光タクシーの利用促進を図る。

(3) 地域通訳案内士育成等事業

一定の語学力を有するタクシー運転手等に対し、地域通訳案内士に必要とされる基礎知識に加え、観光英語や旅程管理等に関する研修を行い、円滑に外国人旅行者を案内できる人材の育成と、サービスレベルの維持・向上を図る。

(4) 小売事業者向けコミュニケーションシートの作成

小売店において、外国人旅行者のニーズが高いコミュニケーションシートを作成し、小売事業者における多言語対応の取組を支援する。

13 多言語コールセンター事業（受入環境課）

外国人旅行者の利用頻度の高い施設（都内宿泊施設、飲食店、タクシー事業者及び免税店）に対して、英語・中国語・韓国語・仏語・タイ語による通訳等を行う24時間対応のコールセンターサービスを提供する。

14 タクシー事業者向け多言語対応端末導入補助事業（受入環境課）

多言語対応等に活用できるタブレット端末等を導入する都内タクシー事業者に対して、支援を行う。

- ・助成率：1／2以内
- ・助成限度額：5万円

15 ビッグデータを活用した観光行動分析実証事業（受入環境課）

ビッグデータを活用し、外国人旅行者の都内での行動の特徴や消費動向等の数多くの情報を総合的に分析することで、観光関連事業者による事業展開の企画などに役立てる。

16 観光経営・インバウンド対応力強化事業（受入環境課）

(1) 観光経営力強化事業

都内の観光関連事業者が専門家の支援を受け実施するICT化・設備導入による生産性向上や新サービス・商品開発等の経営力の強化等の取組を支援する。また、外国人旅行者向け体験型コンテンツの提供に対する支援を行う。

- ・助成率：1／2以内

- ・助成限度額：①既存サービスの質の向上 1,500 万円
- ②消費拡大への対応 500 万円
- ③外国人旅行者向け体験型コンテンツの提供等 500 万円

(2) インバウンド対応力強化事業

外国人旅行者が都内で快適に滞在できるよう、宿泊施設・飲食店・免税店等における外国人旅行者対応に係る無線LAN環境の整備、トイレの洋式化、人材育成等の経費を支援する。

- ・助成率：1 / 2 以内
- ・助成限度額：300 万円（団体等は 1,000 万円）

17 TOKYO 旅館ブランド構築・発信事業（受入環境課）

旅行者と地域をつなぐ役割を担う「旅館」が、旅行者の誘致を地域と協力して進める取組を支援するとともに、こうした「旅館」の観光の拠点としての機能充実を通じた、旅館ブランドの構築と発信体制の強化を図る。

(1) 地域グループへの支援

旅館が地域の観光協会や商店などと協力して旅行者誘致を行う取組を支援するため、モデルとなる地域グループに対して、専門家を派遣し助言等を行うとともに、必要となる経費を支援する。

- ・補助率：2 / 3 以内
- ・補助限度額：1 グループあたり 1,000 万円
- ・支援期間：3 年以内

(2) 旅館ブランドの発信

和の文化とおもてなしを体験できる旅館の優れたイメージを、海外に向けてブランドとして発信する取組を支援する。

18 免税店支援情報発信事業（受入環境課）

免税店申請方法などの情報を提供するサイトの運営や免税店向け相談対応を行うことで免税店拡大につなげ、外国人旅行者が買い物をしやすい環境を整備する。

19 住宅宿泊事業の適正な運営（振興課）

特別区・保健所設置市（八王子市・町田市）を除く区域において、住宅宿泊事業を営む事業者の届出を受け付けるとともに、衛生・建築・消防などの関係部署と連携して、適正な事業実施に向けた指導監督を行う。

- ・根拠法令等：住宅宿泊事業法（平成 29 年 法律第 65 号）
東京都における住宅宿泊事業の実施運営に関するガイドライン 等

20 東京 2020 大会に向けた宿泊施設・飲食店の受動喫煙防止対策支援事業（受入環境課）

東京都受動喫煙防止条例に係る技術的基準に適合した喫煙専用室の整備等に取り組む事業者への支援を実施する。

(1) 整備等補助

- ・補助率 4 / 5 以内（ただし、客席面積 100 m²以下の中小飲食店 9 / 10 以内）
- ・補助限度額 1 施設あたり 400 万円（分煙環境整備補助事業整備設備撤去は 150 万円）

(2) 専門家派遣

経営上の相談やアドバイスなどを実施する専門家を無料で派遣

21 都民向けおもてなしポケットガイドの作成（受入環境課）

外国人旅行者や障害者等に対する道案内や配慮の仕方などを掲載した冊子を配布し、都民全体のおもてなしの心の醸成を図る。

22 東京都おもてなし・観光基金（企画課）

平成 27 年度に設置した「東京都おもてなし・観光基金」を、東京を訪れる国内外の旅行者に対する受入環境の充実及びその他観光都市としての東京の発展に資する事業に充当する。

第5 人材の育成・活用

東京の観光振興を支える人材や、国際的視野を持つグローバルな人材など、幅広い人材を育成・活用していく。

1 観光経営人材育成事業（受入環境課）

観光関連産業（旅行業、宿泊業、飲食業、小売業等）の経営層を対象とした講座を開講することにより、経営の視点からサービス提供ができる人材の輩出につなげるとともに、観光関連事業者の経営力を向上させる。

(1) 観光経営人材育成講座の実施

首都大学東京と連携し、観光関連産業の経営層・マネジメント層に対し、経営戦略、会計／財務、マーケティング等、観光関連事業の経営に役立つ講義を行う。

(2) 観光専門人材育成に向けた調査・研究

首都大学東京と連携し、観光産業の国際競争力の強化に資する更に高度な人材の育成に向けた調査を実施する。

(3) 経営人材・マネジメント人材育成のためのプログラムの開発・実施

都内の大学等と連携して、観光関連産業における経営やマネジメントを担う人材の育成に向けた新たな教育プログラムの開発等の支援を行う。

2 観光産業外国人材活用支援事業（受入環境課）

事業者のインバウンド対応力を高めるため、観光産業への就職を希望する留学生など、外国人材の活用に向けた支援を実施する。

(1) 観光産業の魅力発信

外国人留学生等に対し、リーフレット等により就職先としての観光産業の魅力を発信する。

(2) 外国人材活用支援事業

外国人材の活用に取り組もうとする事業者に対する専門家の派遣、職場見学会、合同企業説明会を実施する。

(3) 外国人材定着支援事業

外国人材の定着に向け、事業者・留学生双方に対して研修会を実施することにより、普及啓発を図る。

3 MICE専門人材育成（企画課）

MICEを誘致するため、MICEに係るより幅広い事業者や世界で通用する専門人材を研修等を通じて育成する。

(1) MICE専門人材育成講座

都内MICE関連事業者等を対象に、誘致や開催に必要な知識、高度で実務的なスキルの習得を目的とした講座を実施するほか、事業者によるMICEに関する研修に対して、専門家

を派遣する出張講座を実施する。

(2) 大学教授等を対象としたセミナー開催

都内大学・研究所の教授・研究員を対象に、必要な知識やノウハウ等を普及するためのセミナーを実施する。

(3) 実務マニュアルの作成

関連事業者向けにMICEの分野別に現場で求められる対応やノウハウを体系的に整理したマニュアルを整備する。

4 観光ボランティアの活用（受入環境課）

外国人旅行者を温かく迎え入れる環境の整備を進めるため、東京の観光スポットを案内する観光ボランティアの育成を図る。

(1) 東京都観光ボランティア

外国人旅行者のニーズにきめ細かく対応するため、都内の観光ルート13コースの観光ガイドサービス、都庁案内ツアー、国際会議及びイベントへ派遣を行う。

観光ガイドサービスについては、ラグビーワールドカップ2019[™]開催に合わせ、障害者や高齢者等に配慮したコースを追加するとともにナイトツアーを実施する。

また、外国人旅行者に積極的に声を掛け、外国語で観光案内等を行う「街なか観光案内」を新宿、銀座、浅草、渋谷、上野、臨海副都心、東京駅周辺・日本橋、秋葉原で実施する。令和元年度は外国人旅行者が多く訪れる地域のうち2地域で新たに開始する。

さらに、東京都観光ボランティアの活動の質の向上を図るため、研修をきめ細かく実施する。

- ・東京都観光ボランティア登録者数 2,779名（平成31年4月1日現在）
- ・対応言語 観光ガイドサービス : 7言語（英、中、韓、独、仏、西、伊）
都庁案内ツアー : 3言語（英、中、韓）
街なか観光案内 : 英語等

(2) おもてなし親善大使育成塾

都内在住または在学の中学生・高校生を対象に、外国人旅行者に英語で観光案内等を行う「おもてなし親善大使」を育成する。

- ・おもてなし親善大使任命者数：1,005名（平成31年4月1日現在）
- ・令和元年度任命予定者数：100名

5 通訳案内士育成事業（振興課）

東京を訪問する外国人旅行者の多様なニーズに対応し、東京の魅力を伝えることのできる質の高い通訳ガイドを育成するため、研修等の実施や通訳ガイドとしての活動の支援を行う。

6 海外青少年の教育旅行受入促進（企画課）

観光、教育、私学等の関連部署の連携により「東京都訪日教育旅行促進協議会」を設置して、学校交流のマッチングや交流活動の支援を行うとともに、教育旅行の訪問先としての東京を海

外に向けPRすることで、海外青少年の東京への教育旅行の受入を促進する。

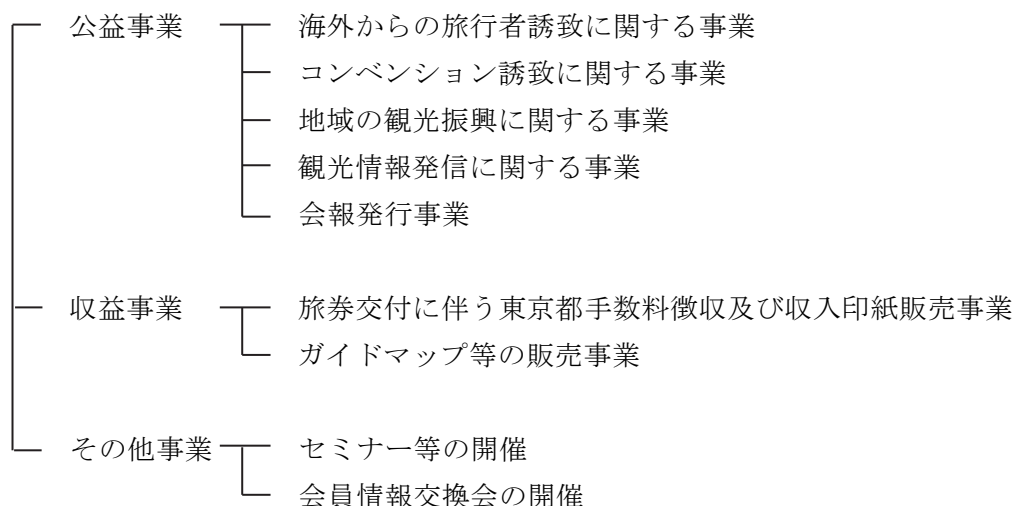
第6 推進体制の構築

1 都市観光支援事業（企画課）

公益財団法人東京観光財団は、東京都の産業・技術及び歴史的・文化的資源を活用し、観光及びコンベンションの振興を図ることにより、地域の産業経済の活性化及び文化の向上並びに国際相互理解の増進に資することを目的として、各種事業を実施している。

都は、東京における観光産業の振興を図るため、行政と民間事業者等の架け橋となる公益財団法人東京観光財団を支援する。

- ・ 設立年月日 平成15年10月15日（平成23年4月1日 公益財団法人に移行）
- ・ 所在地 新宿区山吹町346番地6 日新ビル6階
- ・ 組織 役員（常勤・非常勤）27名、常勤職員数131名（平成31年4月1日現在）
- ・ 会員数 582会員（平成31年3月31日現在）
- ・ 事業体系



2 被災地応援ツアー（受入環境課）

都内旅行事業者と連携し、福島県を目的地とする旅行を促進することで、現地での消費を喚起し地域経済復興の支援を行う。また、福島県が推進する「ホープツーリズム」を新たに支援対象に加えるとともに、県が実施する「福島県教育旅行復興事業」と連携し、都内の学校が実施する福島県への教育旅行を支援する。

3 観光産業の育成（企画課・振興課）

(1) 観光事業の企画調整

東京都の観光事業の振興充実を図るため、知事の附属機関として「東京都観光事業審議会」を運営するとともに、企画調整・調査を行うことにより、観光事業施策の重要な柱を確立していく。

ア 東京都観光事業審議会の運営

・委員：23名（令和元年7月1日現在）

イ 各種連絡会議等の運営

(ア) 東京都区市町村観光行政連絡会議

・構成員：各区市町村観光主管課

(イ) 東京都観光情報連絡会

・構成員：ホテル・旅館業界、交通業界、旅行業界等

(2) 東京の観光振興を考える有識者会議の運営等

観光を巡る環境の変化に的確かつ迅速な対応を図るため、幅広い分野の有識者との意見交換を通じて、今後の観光振興の方向性や具体的な観光施策について検討する。

・委員：13名（令和元年7月4日現在）

(3) 振興育成等

ア 観光団体振興育成

都内の観光振興を推進するため、広域事業を実施する観光団体に分担金等を支出する。

イ 多摩地域観光活性化事業

大多摩地域の観光地としての魅力を多くの人々に発信し、更なる観光客誘致につなげるため、観光ガイドブックを作成する。

(4) 旅行業者の登録等

ア 旅行業

主たる営業所を東京都内に置き、旅行業又は旅行業者代理業を営む者について登録制度を実施し、あわせて旅行業を営む者の業務の適正な運営を確保するとともに、その組織する団体の適正な活動を促進することにより、旅行業務に関する取引の公正の維持、旅行の安全の確保及び旅行者の利便の増進を図る。

・根拠法令等：旅行業法（昭和27年 法律第239号）

旅行業法施行令（昭和46年 政令第338号）

旅行業法施行規則（昭和46年 運輸省令第61号）

旅行業者営業保証金規則（平成8年 法務・運輸省令第1号）

(ア) 旅行業者等の登録（旅行業者代理業及び旅行サービス手配業を含む。）

（平成30年度実績）

登録者数(平成30年度末) (者)		2,343
取 扱 件 数	新 規 登 録	276
	登 録 抹 消	159
	変 更 登 録	9
	更 新 登 録	327
	登 録 事 項 変 更	855
	営 業 保 証 金 取 戻	71

(イ) 営業保証金の還付

旅行業法第 17 条に規定する、旅行業者と旅行業務に関し取引をした旅行者で、その取引によって生じた債権に関し、当該旅行業者が供託している営業保証金について、その債権の弁済を受ける権利を有する者に対し、登録行政庁として営業保証金の還付手続きを行っている。

(平成 30 年度実績)

取扱数	被申立て旅行業者数	2 者
	債権者数	3 人
	意見聴取会開催件数	0 回
	処理済件数	2 件

イ 通訳案内士

東京都内に住所を持ち、報酬を得て、通訳案内（外国人に付き添い、外国語を用いて旅行に関する案内をすること。）を業とする者について登録制度を実施し、あわせて通訳案内士の業務の適正な実施を確保することにより、外国人旅行者に対する接遇の向上を図り、もって国際観光の振興に寄与する。

・根拠法令等：通訳案内士法（昭和 24 年 法律第 210 号）

通訳案内士法施行規則（昭和 24 年 運輸省令第 27 号）

(平成 30 年度実績)

登録者数(平成30年度末) (人)		8,255	
取扱件数	新規	398	
	再交付	22	
	登録事項の変更	都内	127
		転入	62
	転出・抹消	67	

(注)登録証の有効期限なし

4 ユースホステル施設の貸付（受入環境課）

ユースホステル施設を民間事業者に貸し付けることで、より柔軟な運営を図るとともに、都は施設所有者として、建物の修繕等にかかる経費を負担する。

場 所	新宿区神楽河岸 1 番 1 号 セントラルプラザ18・19階
延床面積	1,721.11㎡（地下室・事務室を含む）
貸付期間	平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間 (定期建物賃貸借契約による)

室数	洋室 10人用 2室 和室 6人用 2室 8人用 2室 4～5人用 25室 3人用 2室（車椅子利用可）
収容定員	179人

